

支部執行部候補者推薦委員会規程

(目 的)

第 1 条 支部執行部候補者推薦委員会（以下委員会という。）は、次の業務を行うことを目的とし、定款第 51 条に定める各支部に設置する。

- (1) 支部長からの委託を受け、新たな支部執行部（支部長、副支部長、支部幹事、支部執行委員）の候補者を支部に所属する正会員から選定し、支部長に答申する。
- (2) 会長からの委託を受け、委員会が属する支部を担当する検査役候補者（原則として 1 名）を支部に所属する正会員から選定し、会長に答申する。

(委員会)

第 2 条 委員会は、委員長 1 名、委員 6 名以内をもって構成する。

2. 委員長および委員は、当該支部の支部執行委員会の承認を得て支部長が委嘱する。ただし、支部長および副支部長は、委員長または委員を兼ねることはできない。

(任 期)

第 3 条 委員長および委員の任期は 2 年とする。

(被推薦者の制限)

第 4 条 委員長および委員は、支部長または副支部長の候補者となることはできない。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、定款・規則改定委員会が発議し、理事会の承認を得て改廃する。

付 則

1. この規程は、平成 28 年 5 月 25 日より施行する。